

障害者雇用相談援助事業者 認定基準等確認書

以下のとおり、障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（昭和51年労働省令第38号。以下「施行規則」という。）第24条の2第2項に定める基準に適合すること等を申告します。

プルダウンよりお選びください。

1 施行規則第24条の2第2項第1号による法人種別

対象障害者の一連の雇用管理に関する援助の業務についての実績を有する法人

※ 「対象障害者の一連の雇用管理に関する援助の業務についての実績を有する法人」に該当する場合で、訪問型職場適応援助者が所属する社会福祉法人等である場合はチェックをお願いします。あわせて、同社会福祉法人等であって、助成金の受給実績が下記に該当する場合もチェックをお願いします。

訪問型職場適応援助者が所属する社会福祉法人等	
直近3年間の職場適応援助者助成金を活用した援助の実績が、20件以上	

2 施行規則第24条の2第2項第1号及び第4号に関する状況については、裏面のとおりです。

3 施行規則第24条の2第2項第2号に定める対象障害者の雇用の状況については以下のとおりです。

	申請事業者	特例子会社等
① 常時雇用する労働者の数	259 人	人
② 法定雇用障害者数の算定基礎となる労働者の数	251 人	人
③ 法定雇用障害者数	6 人	人
④ 対象障害者である労働者の数	7 人	人

4 施行規則第24条の2第2項第3号に掲げる者への該当の状況は以下のとおりです。

① 施行規則第24条の2第7項の規定により認定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者（施行規則第24条の2第2項第2号の要件（法定雇用障害者数以上の対象障害者を雇用していること）に該当しなくなったこと又は同条第7項第6号（障害者雇用相談援助事業を廃止したとき）により認定の取消しを受けた者は除く。）	該当	非該当
② 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。）その他労働関係法令の規定により、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者	該当	非該当
③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員若しくは暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）、暴力団員等がその事業活動を支配する者又は暴力団員等をその業務に従事させ、若しくは当該業務の補助者として使用するおそれのある者	該当	非該当
④ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業又は同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に該当する事業を行う者	該当	非該当
⑤ 偽りその他不正の行為により雇用に係る国の助成金、補助金又は給付金（以下「雇用関係助成金等」という。）の支給を受け、又は受けようとしたこと等により、当該雇用関係助成金等の支給要件を満たさなくなった者	該当	非該当
⑥ 障害者雇用促進法又は障害者雇用促進法に基づく命令その他関係法令に違反する重大な事実があると認められる者	該当	非該当
⑦ 破産者で復権を得ない者	該当	非該当
⑧ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てが行われている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定に基づく再生手続開始の申立てが行われている者	該当	非該当
⑨ 役員のうちに①から⑧までのいずれかに該当する者がある者	該当	非該当

5 施行規則第24条の2第2項第5号及び第6号に掲げることを誓約する場合は、それぞれにチェックをしてください。

① 障害者雇用相談援助事業の実施状況等について、都道府県労働局長又は機構が行う調査に協力することとしていることその他都道府県労働局長又は機構からの障害者雇用相談援助事業の適正な実施に関する要請に応じます。	✓
② 個人情報適正に管理し、及び事業主、障害者の秘密を守るために必要な措置を講じます。（あわせて様式第4号を提出してください。）	✓

※各欄の記入方法は、3枚目を参照ください。

提出日： 令和6年 〇月 〇日

補正日： 年 月 日

大阪 労働局長 殿

- 宛先は「大阪労働局長」にしてください。
- 提出日、氏名又は名称は様式6号の13に合わせて記入ください。

事業主 氏名又は名称	株式会社◎◎◎◎
法人番号	123456789012
申請担当者氏名	〇〇 〇〇
電話番号	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
メールアドレス	〇〇@xxx.jp

※管轄労働局確認欄

受理日： 年 月 日

補正受理日： 年 月 日

具体的な一連の雇用管理に関する援助の業務または実務の経験

	法人としての経験	事業運営責任者の経験	事業実施者の経験	
経験年数等	①氏名	●●●●	▲▲▲▲	
	②経験年数	10年	11年4月	19年11月
	③障害種別の経験		<input checked="" type="checkbox"/> 身体障害 <input checked="" type="checkbox"/> 知的障害 <input checked="" type="checkbox"/> 精神障害	<input checked="" type="checkbox"/> 身体障害 <input checked="" type="checkbox"/> 知的障害 <input checked="" type="checkbox"/> 精神障害
障害者の一連の雇用管理の援助に関する業務又は実務の具体的な経験	①経営陣の理解促進	これまで延べ150社以上の企業に対して、障害者雇用のコンサルティングを実施し、その中で、障害者雇用について企業に求められる責任等について、経営陣に理解を求めてきた。また、障害者雇用に課題を抱える企業の中には、「なぜ雇用するのか」が定まっていないことが多いことから、まずは企業理念や社会への提供価値を踏まえ、雇用方針を見直し、法定雇用率の遵守に留まらず、企業の経営戦略に即した形で障害者雇用の位置づけるよう経営者層に対して提案を実施してきた実績あり。	本法人における障害者雇用のコンサルティング及び人材紹介サービスの責任者として、左記の業務に従事。	本法人における障害者雇用のコンサルティング及び人材紹介サービスの実施者として、左記の業務に従事。
	②障害者雇用推進体制の構築	これまで延べ150社以上の企業に対して、障害者雇用のコンサルティングを実施しており、その中で、推進体制づくりに向けて、ヒアリングによる課題抽出、課題の分析から各部署の役割をタスクレベルで整理する支援を実施した経験あり。	本法人における障害者雇用のコンサルティング及び人材紹介サービスの責任者として、左記の業務に従事。	本法人における障害者雇用のコンサルティング及び人材紹介サービスの実施者として、左記の業務に従事。
	③社内での障害者雇用の理解促進	各種企業への研修サービスを実施しており、これまで①障害者の採用に関わる研修、②障害のある社員の定着に関する研修等を述べ80社以上に実施した実績あり。	・本法人における障害者雇用のコンサルティング及び人材紹介サービスの責任者として、左記の業務に従事。 ・左記の研修を延べ20社に実施。	・本法人における障害者雇用のコンサルティング及び人材紹介サービスの実施者として、左記の業務に従事。 ・左記研修について述べ15社に実施した実績あり。
	④当該事業所内における職務の創出・選定	これまで延べ150社以上に対して、各部署へのヒアリングや業務アンケートを行う等により企業を把握分析した上で、業務設計・職域開拓の支援を実施した実績あり。 令和2年度においては、県からの委託事業で、障害者雇用のコンサルティングを実施し、職域開拓、障害者の新規雇用、定着のための支援計画を策定し、約1年にわたる支援を6社に実施。	・本法人における障害者雇用のコンサルティング及び人材紹介サービスの責任者として、左記の業務に従事。 ・左記の県委託事業の責任者を務める。	・本法人における障害者雇用のコンサルティング及び人材紹介サービスの実施者として、左記の業務に従事。 ・左記県委託事業について2社への支援を担当。 ・前職で訪問型ジョブコーチを実施する法人にて、約11年間、企業への支援を実施。
	⑤採用・雇用計画の策定	創業当初から職業紹介事業の許可を受けて、障害のある方の転職支援サービスを提供。障害者の採用経験の少ない企業には、障害者採用のプランニングから母集団形成(※)、採用準備、受入れ準備までのワンストップの支援を実施。 (※)会社の方針と創出した業務内容から、勤務条件、人材要件を決定し、採用チャネルの選定	・本法人における障害者雇用のコンサルティング及び人材紹介サービスの責任者として、左記の業務に従事。	本法人における障害者雇用のコンサルティング及び人材紹介サービスの実施者として、左記の業務に従事。

対象の企業名、個人名等の特定につながる記載は避けてください。

⑥ 求人への申込みに向けた準備など募集や採用活動の準備	創業当初から職業紹介事業の許可を受けて、障害のある方の転職支援サービスを提供。障害者の採用経験の少ない企業には、障害者採用のプランニングから母集団形成（※）、採用準備、受入れ準備までのワンストップの支援を実施。 （※）会社の方針と創出した業務内容から、勤務条件、人材要件を決定し、採用チャネルの選定	本法人における障害者雇用のコンサルティング及び人材紹介サービスの責任者として、左記の業務に従事。	本法人における障害者雇用のコンサルティング及び人材紹介サービスの実施者として、左記の業務に従事。
⑦ 社内の支援体制等の環境整備	業務遂行時の指示命令方法や相談を受ける担当者の選定、合理的配慮の提供や雇用管理上の課題の抽出と解決方法へのアドバイス等を実施。	本法人における障害者雇用のコンサルティング及び人材紹介サービスの責任者として、左記の業務に従事。	・本法人における障害者雇用のコンサルティング及び人材紹介サービスの実施者として、左記の業務に従事。 ・前職で訪問型ジョブコーチとして、約11年間、事業主や職場の従業員に対して、障害者の雇い入れにあたっての職場環境の整備や、必要な支援の方法等を伝えるなど、支援体制の整備の支援を実施。
⑧ 採用後の雇用管理や職場定着等	当社の人材紹介サービスを利用して障害者を採用した企業を対象として、障害者の採用後のギャップによる様々な課題解決のために、企業の課題に応じて、①障害のある社員と管理者の方双方への面談実施、②管理者の方向けアドバイスを実施するとともに、③これらを通じて把握した状況を踏まえて職場定着に向けたナチュラルサポートへの移行を支援。	本法人における障害者雇用のコンサルティング及び人材紹介サービスの責任者として、左記の業務に従事。	・本法人における障害者雇用のコンサルティング及び人材紹介サービスの実施者として、左記の業務に従事。 ・前職で訪問型ジョブコーチとして、約11年間、企業での障害のある従業員の職場適応のための支援を実施。

※事業運営責任者または事業実施者を複数名登録する場合は、2名以降の経験については別紙へ記載してください。

※（表面）1で、「対象障害者の一連の雇用管理に関する援助の業務についての実績を有する法人」を選択した場合は、下記の各項目について記載してください。

<p>【過去3年間における実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 援助の件数 障害者雇用に課題を抱える企業 58社にコンサルティングを実施（令和2年度12社、3年度25社、4年度21社） ● 支援業種 学校法人、製造業、小売業、金融業等の幅広い業種の企業に対して支援を実施しました。 ● 具体的な支援内容 法定雇用率の達成のためだけでなく、SDGsや労働力の確保など「なぜ障害者を雇用するのか」について、各社の経営戦略に即した形での障害者雇用の方針の意思決定を支援しました。さらに、障害者雇用を進めたいが、どこから手を付けたらいいか見当がつかない段階の企業も含めて、「何から始めるのか」「どこに向けて進んでいくのか」を確認しながら、企業の障害者雇用の経験や抱える課題の特定と共有を行い通じて、それを踏まえた職務の創出、採用計画の作成、定着支援までに至る一連の雇用管理に関する支援の他、企業に対する障害者雇用の研修を実施する等、各社に合わせた質の高い支援を提供しました。
--